

2022(令和4)年度知床半島ヒグマ管理計画アクションプラン案の管理の方策の再整理について

1. 平時と出没における管理の方策 (第2期知床半島ヒグマ管理計画p18該当)

第1期										第2期					
旧方策No	管理計画に記載された方策	目標 (令和3年時点)	目標に対する評価	評価に関する備考	対応する第1期の旧方策No	新方策No	方策の内容	地区	計画期間 2022~2027(令和4~令和9)年度					目標 (2027年時点)	
									2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	
①ヒグマの管理対策	1・パトロール等を通じたヒグマの出没状況の把握	通報に応じたパトロールやアンケートにより、出没地域や状況が適切に把握されていること。特に、問題個体の早期感知と情報共有が可能なこと。	○		1, 3	5	パトロールや通報対応等の現地への出動、痕跡調査等を通じたヒグマ自尊・出没状況の把握	斜里 羅臼 標津	自獣アラームの収集、通報対応、パトロール、記録などの実施	同左	同左	同左	同左	同左	通報に応じた現地確認対応やアンケート記録等により、出没地域や状況が適切に把握されている。特に、問題個体の早期感知と情報共有が可能な状態。
	2・不法投棄ゴミやエゾシカ・海棲ほ乳類の死体等誘引物の除去	誘引物は速やかに除去される体制が整っていること。	○		2, S2, S8, S10, S12, S16, S22, S25	1	不法投棄ゴミ等の人為食物系誘引物の除去	全域	継続実施						誘引物が速やかに回収・除去される体制が整っている。
	3・一定の技術や経験を有する、普及啓発、モニタリング、問題個体の捕獲まで総合的に対応可能な現場実務者を安定的に確保するための人材育成、技術伝承	現場において即応できる組織が整備され、一定の技術や経験を有する現場実務者は現在4名。NPO南知床情報センターで4名で、役場職員も入れると目標の10名に達するが、各町とも体制としては十分ではない。	△		財団で捕獲までの技術を有する現場実務者は現在4名。NPO南知床情報センターで4名で、役場職員も入れると目標の10名に達するが、各町とも体制としては十分ではない。	3, 41	野生鳥獣保護管理人材(捕獲従事者等)の育成及びその支援	斜里 羅臼 標津	クマ駆除の機会をとらえた若手の捕獲機会の確保、射撃練習会の開催、各町の巡回訓練による技術指導等による射撃練習等の金銭的支援	同左	同左	同左	同左	同左	現場において即応できる体制が整備・維持され、駆除も含め一定の技術や経験を有する 現場実務者(多岐に亘る) が3町で合計10名以上いる。
	4・コミュニティベースの管理を担う地元獣友会との情報交換・共有・調整、人材育成	十分な技術・知識を有した獣友会員が斜里・羅臼・標津町でそれぞれ10人以上(財団の手がかり)が継続的に活動し、必要に応じて管理側と連携協力できる状態。	△	新規育成を進めているものの、各町で10名以上いる状態には至っていない。	3, 4	29	地元獣友会との情報交換・共有・調整	斜里 羅臼 標津	獣友会員による新人委嘱や若手研修、供養祭等での交流 団体会員・関係者の連携強化	同左	同左	同左	同左	同左	十分な技術・知識を有した獣友会員が3町で合計10名以上(知床財団で除く)継続的に活動し、必要に応じて管理側と連携協力できる状態。
	5・個体識別を前提とした行動履歴情報の蓄積と共有	DNA分析と外見的特徴を用いた個体識別が3町で継続的に実施されており、特に問題個体については、3町で情報共有がなされ、行動履歴を踏まえた適切な管理が行われている。	○	継続的な実施のための予算確保が必要。	3, 5	6	個体識別を前提とした行動履歴情報の蓄積と共有	斜里 羅臼 標津	必要な方に応じてDNA分析を併用した情報収集を実施 2023年3月のDNA分析資金の検討	同左	同左	同左	同左	同左	DNA分析等を用いた個体識別が継続的に実施され、特に問題個体については、3町で情報共有がなされ、行動履歴を踏まえた適切な管理が行われている。
	6・仮設電気柵等による行動管理	必要に応じて、すぐに電気柵を設置できる体制が整っている。	○	各所で電気柵の普及は進んでいる。	6, 35	3	住宅地等への侵入防止用電気柵の設置、管理	斜里 羅臼 標津	既存電柵の維持管理 共衆町電柵の延長、羅臼町電柵の新設検討、既存電柵の維持管理	同左	同左	同左	同左	同左	電気柵が適切に維持・管理されている。
	7・威嚇追い払い(ゴム弾・花火弾・轟音玉・犬)	クマの出没に対して、非致死的に対応する際に、安全かつ効果的な追い払いが常時即応できる体制が3町で確立されること。	△	国立公園内での積極的な追い払いは減らしていく方針(条件付きで試す中)による追い払いは、実現性や費用対効果、実施体制に課題がある。公園内では出没があつたとしても判断が生じないよう、情報を提供に注力。住宅地では電気柵の維持管理に注力する方針。	3, 7	7	非致死的追い払い(ゴム弾・花火弾・轟音玉・犬・クラッシュスプレー・大声等)	斜里 羅臼 標津	轟音玉、ゴム弾、花火弾による追い払いの実施 轟音玉、ゴム弾、花火弾による追い払いの実施 轟音玉、ゴム弾等による追い払いの試行	同左	同左	同左	同左	同左	クマの出没時、非致死的に対応する場合に、安全かつ効果的な追い払いが常時実施できる体制が3町で確立・維持されている。
	8・捕獲(駆除、生け捕りと忌避学習付け)	獣友会に依存した駆除は困難になる中で、適切な器具の使用や駆除技術が管理制度職員に継承されていること。生け捕りと忌避学習付けの技術継承と共有もなされること。	△	知床財団では獣駆の使用等に関する規程を整備、外部講師による射撃訓練を不定期であるが開催している。 農地における駆除は、実現性や費用対効果、実施体制に課題がある。公園では地域の理解が得られない判断、実施しない方針。	3, 8	8	捕獲(捕殺: 有害駆除・狩猟)	斜里 羅臼 標津	ペテラン獣友会員等からの技術紹介、訓練の実施 ペテラン獣友会員等からの技術紹介、訓練の実施 NPOペテラン震員からの技術紹介	同左	同左	同左	同左	同左	適切な器具の使用法や駆除技術が獣友会と管理制度職員(役場・財団・NPO)に維持されている。相互通じる捕獲技術や安全な止め剤と技術も含む。
	9・公園拠点施設等や野外におけるレクチャー・情報提供・指導を行える体制整備	観光客の立ち寄る主要施設では、情報提供が行われている状態。	△	道の駅では実施できていない。	9, 23, S9, S13, S21, S24	12	ビジャーセンターや野外におけるレクチャー・情報提供・指導及び実施体制の維持・整備	斜里 羅臼 標津	既存施設で情報提供	同左	同左	同左	同左	同左	ビジャーセンターや野外での対応時には、情報提供が行われている状態。
②利用者への対応	10・民間自然ガイドによるレクチャー等。そのために必要な情報提供を行う体制整備	公園利用者に直接接するガイド等が正しい知識を持ち、適切な情報を利用者に提供ができるようになっている。	○	ホームページやSNSを通じた情報提供が行われるようになつた。	10	13	民間自然ガイドによるレクチャー・引率ツアーエ等の実施及び実施に必要な情報提供を行う体制の整備	斜里 羅臼	SNS等での情報提供	五島登録引導者以外のガイドも対象とした「クマ防寒会議 詳細バージョン」の掲示	同左	「クマ防寒会議 詳細バージョン」の本格的実施	同左	同左	公園利用者に直接接するガイド等が正確な情報・知識を持ち、適切な情報を利用者に提供することができる状態。
	11・「知床国立公園知床半島中央部地区利用の心得」、「知床国立公園知床半島先端部地区利用の心得」記載内容の普及	左記、及び、H30年までの先端部地区利用懇談会の結果を踏まえた新たな情報発信	△	懇談会の結果を踏まえた先端部利用のあり方はまだ結論がでていないので、評価できない。	11, S19, S26	14	「知床国立公園知床半島中央部地区利用の心得」、「知床国立公園知床半島先端部地区利用の心得」の記載内容の普及	斜里 羅臼	ポータルサイトやSNS等での情報発信	同左	同左	同左	同左	同左	公園利用者に直接接するガイド等が正確な情報・知識を持ち、適切な情報を利用者に提供することができる状態。
	12・適切・不適切な行動の明示と、利用者が行動を選択するうえで必要なそれらの情報の周知や普及啓発(ホームページ、SNS、パンフレット、拠点施設内の展示の活用)	利用者の60%以上が正しい知識を得ている状態の実現	○	R3に実施されたアンケート調査結果から、管理計画の「利用者・地域住民に求められる判断	12, 18, 23, S19, S26	15	ヒグマに対するルール・マナー(適切 / 不適切 / 悪質な行為の明示)及び利用者が行動を選択するうえで必要な情報の周知や普及啓発(ホームページ、SNS、パンフレット等での普及、拠点施設内展示、マスク取扱い等)	斜里 羅臼	ポータルサイト、SNS、マスク等での情報発信 ティックスタンクキャンペーンの継続	同左	同左	同左	同左	同左	利用者がヒグマを踏まえて、HP等で十分な情報収集が可能な状態。利用者の90%以上が正しい知識を得ている状態の実現。

2022(令和4)年度知床半島ヒグマ管理計画アクションプラン案の管理の方策の再整理について

1. 平時と出没における管理の方策 (第2期知床半島ヒグマ管理計画p18該当)

第1期										第2期						
旧方策No	管理計画に記載された方策	目標 (令和3年時点)	目標に対する評価	評価に関する備考	対応する第1期の 旧方策No	新方策No	方策の内容	地区	計画期間 2022~2027(令和4~令和9)年度					目標 (2022年時点)		
									2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)		
②利用者への対応	13・安全対策機材の利用推奨や貸出(スマスマフレー・フードコンテナ等)	縦走登山者、カヤッカー、トレッカーカーの60%以上がスマスマフレーを携行している状態の実現。食料ロッカー・設備のない先端部に行くトレッカーカーの60%以上がコンテナを携行している状態の実現	△	・公園内の拠点設置や登山小屋で安全対策機材のレンタルを実施。 ・スマスマフレー機率は、利用者向けアンケートで目標値に達せず、先端部利用者向け調査では目標値を達成。 ・フードコンテナ機率は、先端部利用者向け調査で目標値に達せず。	13, S15, S21, S24	16	安全対策機材の利用推奨や貸出(スマスマフレー・フードコンテナ等)	斜里	自然セイタ、木下小屋で貸出を継続(フードコンテナはセンターのみ)、HP等での発信	同左	同左	同左	同左	同左	進山縦走登山者、カヤッカー、トレッカーカーの60%以上がスマスマフレーを携行している状態の実現。 スマスマフレー未整備の先端部に行くトレッカーカー、カヤッカーカーの60%以上がコンテナを携行している状態の実現。	
	14・野外看板の設置、広報	ヒグマの日常的な生息地には、その存在とリスクが具体的に感じられる看板等による周知がなされていること。外国語対応も実現する。	○		14	17	野外恒久看板による餌やり防止等の普及啓発強化	斜里 羅臼 標津	道路管理者との協議 同左、資金調達の検討 同左 同左	同左	同左	同左	同左	同左	ヒグマの日常的な生息地には、クマの存在とリスクが具体的に感じられるような内容の看板が適切に設置されている。外国語対応も実現。	
	15・登山道・歩道における出没状況等の情報公開と周知	主要な登山道・歩道のうち、必要性の高い地区については、入口などに最新の情報が提示され、ポータルサイト・SNSでの情報発信もなされていること。	○		15, S9, S14, S20, S21	18	登山道・歩道におけるヒグマ出没情報等の提供	新里 羅臼 標津	登山口、主要歩道入り口で掲示、「知床のひま」、「知床情報玉手箱」、SNS等での情報発信 登山口掲示、「知床のひま」、「知床情報玉手箱」、SNS等での情報発信 必要に応じて掲示等を実施	同左 同左 同左	同左	同左	同左	同左	主要な登山道・歩道のうち、必要性の高い地区については、入口などに最新の情報が提示され、ポータルサイト・SNSでの情報発信もなされている。	
	16・強制力のある利用者のコントロール(利用調整地区制度の導入等)	国立公園内における釣り人やカメラマンによる問題が対象地域で縮小している。	△	マイカー規制を拡大した2020年の社会実験期間中は問題は発生せず、縮小につながった。	16, S1, S3, S4, S17	19	利用者側の問題行動(餌付け・接近・つきまとい行為等)に対する法令(自然公園法第37条・道生物多様性保全条例等)に基づく指導	斜里 新里 羅臼	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園法に基づく強めの指導、指示書交付、警察との連携等の実行	公園内における餌付け・接近・つきまとい行為が減少する。	
	17・アクセスのコントロールや安全管理可能な人材による引率	引率ツアーモード or レクチャー制度を五湖以外でも必要な地域へ拡大する。	△	カムイワッカ区間ではマイカー規制維続実施。知床自然センター裏に関しては2020年度に試験的に実施。試行は2021年度から3年程度継続し、発展させていく方針。 レクチャーモードについては、過去にフレームの滝歩道において試験的な実施が行われたが、義務化しなければ受講者の増加は見込めない。地域理解の獲得と体制整備を含めた予算確保が課題。	17, S1, S3, S5, S7	20	アクセスコントロールの実施(マイカー規制等)	斜里 羅臼	五湖・ワカ方面のマイカーライセンス継続、新方式通行事例(バスティス)の継続(2年目) 知床岬～羅臼湖入口方面の需要等の検討	五湖・ワカ方面のマイカーライセンス継続、新方式バスティス式)の継続 知床岬～羅臼湖入口方面の需要等の検討	同左	同左	有償によるバスティス方式の実施期間拡大	同左	同左	国公立公園内におけるクマ洗浄・接近撮影等の問題が減少する。野生動物観光の侧面も含めた仕組みづくりが進む。
	18・カメラマンやさけます釣り等特定目的の利用者への啓発活動	遺産地域内における釣り人やカメラマンによる問題が対象地域で縮小している。	△	幌別川河口におけるサケマス釣りガイドラインは策定されているが、カメラマンに対するガイドラインはない。町道若尾別で試験的な試行は行われていたが、ヒグマの出没地点の変化により問題発生現場所が町道から道道(岩尾別橋)に変わった。電光掲示板での情報発信や警察との連携により対応しているか、根本的な解決になっていない。			→新方策15に統合									
	19・登山道・野営指定地等へのフードロッカーディの設置、維持管理	野営指定地等においては、テント内に誘引物を入れて就寝しなくても良い状況を実現	○		19	10	登山道・野営指定地等へのフードロッカーディの設置、維持管理	斜里 新里 羅臼	維持管理の継続 同左、ビーコンを中心利用状況の評価 同左、評価を踏まえて、改善事項を検討	同左、評価を踏まえて、改善事項を検討	同左、配置・構造等を改善	同左	同左	利用状況などの再評価、次期管理計画に向けて配置・数等の見直しを検討	野営指定地等においては、テント内に誘引物を入れて就寝しなくても良い状況の実現。	
	20・野営場におけるクマ対策型ゴミ箱の設置	野営場のごみステーションがクマに荒らされない状態に常に保たれている。	○	R3に羅臼オートキャンプ場に電気柵が整備された。			→新方策30に統合									
	21・ホテル・観光船等を通じた利用者への普及啓発	ホテルや観光船がヒグマに関する正しい情報提供の場となっている。	△	ヒグマに関する状況提供はweb媒体、チラシで行っている。一部のホテルで革張り通り活動した啓発活動や観光船事業者による発信は行われているが、全体的な動きにはなっていない。 ヒグママリーナズ船協議会によるウォッチングルールが設定された。	21	23	観光船・ホテル関係者を含む地元住民を対象とした情報交換会の実施を検討	斜里 新里 羅臼	観光船・ホテル関係者を含む地元住民を対象とした情報交換会の実施を検討 ヒグマウォッチングボート事業者を対象とした情報交換会の実施を検討	同左	同左	同左	同左	同左	ホテルや観光船がヒグマに関する正しい情報提供の場となっている。	
	22・看板設置による注意喚起	出没などに際して、單なる「出没注意」ではなく、適切な情報提供が行われている。	○		22, S13	24	(臨時)仮設看板の設置等による注意喚起	全域		必要に応じて、土地所有者等と連携・調整しながら実施						出没などに際して、単なる「出没注意」ではなく、適切な情報提供が行われている。
③地域への対応	23・レクチャーや、各種メディアによる情報提供。	ヒグマ出没に関する情報提供が十分に行われている。	○				→新方策12, 15に統合									
	24・利用自粛要請	関係機関の連絡調整・合意形成が迅速に行われ、リスクに応じて、自粛要請から入城禁止まで適切な措置が実行される。	△	入境禁止措置をとることができない。リスクが高くても、現状では自粛要請しかできない場所(例:幌別川河口、相泊以北の先端部地区)が多い。法律規制の整備が必要。	24	25	海岸線・登山道等の利用自粛要請	全域		必要に応じて、土地所有者等と連携・調整しながら実施						関係機関の連絡調整・合意形成が迅速に行われ、リスクに応じて、強い警告も含む適切な措置が実行されている。
	25・歩道等公園施設の閉鎖	リスクに応じて適切な措置が迅速に実行されること。	○		25, S9	26	遊歩道・野営場等の利用施設の閉鎖	全域		必要に応じて管理者の権限に基づき実施						リスクに応じて適切な措置が迅速に実行されている。
	26・利用者の避難誘導(事故発生時)	事故対応マニュアルが完成され、万が一の際に適切な避難誘導が実行可能ないこと。	○		26, S6, S9	27	利用者の避難誘導	全域	既存の人身事故対応マニュアルの修正検討	警察・消防との連携の下に巡回演習を実施し、結果に基づき改良	同左	同左	同左	同左	同左	人身事故対応マニュアル等(五湖含む)が随時更新され、万が一の際に適切な避難誘導が実行可能な状態。
	27・降車抑止等の指導	道路管理者と連携した対策が適切に行われている。	○	R2より降車・接近禁止を普及・啓発するキャンペーンを展開			→新方策19に統合									

2022(令和4)年度知床半島ヒグマ管理計画アクションプラン案の管理の方策の再整理について

1. 平時と出没における管理の方策 (第2期知床半島ヒグマ管理計画p18該当)

第1期

旧方策No	管理計画に記載された方策	目標(令和3年時点)	目標に対する評価	評価に関する備考	対応する第1期の旧方策No	方策の内容	地区	計画期間 2022~2027(令和4~令和9)年度					目標(2027年時点)		
								2022年(令和4)	2023年(令和5)	2024年(令和6)	2025年(令和7)	2026年(令和8)	2027年(令和9)		
対人間への対応	27・学校教育を通じた児童生徒への普及啓発(ヒグマ学習、トランクキット)	学校教育の場でヒグマ学習が定期かつ継続的に実施されている。	△	斜里市街地の全学校では継続的な取組みとして行うまでには至っていない。	27 35 学校教育を通じた児童生徒への普及啓発(ヒグマ学習、トランクキット)	斜里ウトロ校、全学年毎年同左、斜里市街地での実施は学校サイトと協議結果	斜里 同左 同左 同左 同左 同左	学校教育の場でヒグマ学習が定期かつ継続的に実施されている。							
			○												
			○	小学生1,3,5年生を対象に継続実施											
	28・定期的な住民との情報交換の場の設定	地域住民との情報交換の場が定期的に設定され、管理計画による取組が、住民に認知されていること	○		28 36 地域住民との定期的な情報交換の場の設定	斜里ウトロと斜里市街地で実施 稚臼 クマ端会議を実施 横津 実施方法の検討	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○												
	29・社会教育活動を通じた地域住民への普及啓発	社会教育の事業としても年1~2回は定期的に普及啓発の事業が定例化されていること	○		29 37 社会教育活動を通じた地域住民への普及啓発	斜里 各種イベントや講習会を通じて普及啓発を実施 稚臼 クマ端会議などを実施 横津	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○												
	30・ポスター等の掲示や町広報誌での情報発信	ヒグマに関する注意事項が、科学委ニュースレター等でくり返し広報され、罰禁ステッカーの車が各地で目にする状況の駅では適切な広報が行われている。	○		30, 31 38 町広報誌・定期チラシ等の発行による注意喚起	斜里 各町の広報や春・秋のチラシに込み、ポスター等による注意喚起と罰禁ステッカーの車の活用による科学委員会しじんぶんぐ(モクマ)に関する啓発の内容を一定程度取り込む。 稚臼 各町の広報や春・秋のチラシに込み、ポスター等による注意喚起と罰禁ステッカーの車の活用による科学委員会しじんぶんぐ(モクマ)に関する啓発の内容を一定程度取り込む。 横津	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○												
	31・定期チラシ発行(春・秋のチラシ折り込み)	年2回のチラシ折り込みが定例化され、山菜採りやキノコ採りの際の注意事項が広く認知されていること。	○		6, 32, 34 34 農地・番屋・水産加工場等への電気柵普及・設置促進	斜里 多面的機能支払交付金(事業者・JA)等の活用による電気柵設置農地の拡大 稚臼 他の番屋への電気柵設置の活用法の再検討 横津 他の番屋への電気柵設置の活用法の再検討	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○												
			○	被害が発生頻度が高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及											
③地域への対応	32・被害発生頻度の高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及	被害が発生頻度が高い農地や番屋等に電気柵が導入されている。	○	斜里町内の農地では農水交付金(多面的機能支払交付金)等を活用した電気柵が進んでいる。マップによる可視化の取り組みや、R3からはJA広報誌を通じた農業者への普及活動(財団コラム)も開始。	6, 32, 34 34 農地・番屋・水産加工場等への電気柵普及・設置促進	斜里 多面的機能支払交付金(事業者・JA)等の活用による電気柵設置農地の拡大 稚臼 他の番屋への電気柵設置の活用法の再検討 横津 他の番屋への電気柵設置の活用法の再検討	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			△	羅臼の番屋に電気柵が普及しているとは言えない。											
			○												
	33・ゴミや食料(干し魚等)の管理に関する指導	ゴミや干し魚の管理に関する知識が広く普及し、被害発生多発地域では電柵の使用が普及されること	△	普及に努めているものの、ゴミや干し魚に関する問題が継続して発生している。	33 31 地域住民や事業者等のゴミや食料(干し魚等)の管理に関する指導(人為食物系誘引物の管理徹底)	斜里 各種の農家に対し、被害防除指導実施 稚臼 ゴミや干し魚の管理に関する知識が広く普及し、被害発生多発地域では電柵の使用が普及している。 横津 随時実施	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○	被害が発生ないこと											
			○	被害なし。											
	34・水産加工施設等への加工残滓の管理に関する指導	水産加工場がヒグマに荒らされないような状態に常に保たれている。	△	継続的な働きかけにより一部加工場では電柵設置、優良事例として発信することで自衛意識の向上に努めているが、被害は継続して発生している。	33, S2, S8, S10, S12, S16, S22, S25 32 不法投棄の監視及び取り締まりの強化	斜里 一部で自動カメラを設置する等の監視機能を強化して運路管理者との許認可や電柵設置に係る連携の強化 稚臼 同左、必要に応じて条例改正の検討等 横津 同左、必要に応じて実施	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			○	被害が発生ないこと											
			○	被害なし。											
対人間への対応	35・侵入防止柵・電気柵の整備(住宅地への侵入対策)	隔離柵が安定的に維持管理され、効果を持続すること	○		6, 35 33 住宅周りの個別(戸別)の電気柵の普及・設置促進	斜里 知床財團の在庫の緊急貸し出しの範囲内で対応 稚臼 他の住宅への電気柵貸し出し検討(モニタ募集枠拡大) 横津 他の住宅への設置の促進(自己負担あり)	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			△	主要な市街地と山林が隔離され、電柵の維持管理が自主的に行われること											
			○												
	36・住民居住地域におけるクマ対策を意識した家庭ゴミ収集ステーション、収集容器等の普及	ウトロ地区の電気柵外のごみステーションがすべてクマ対策を意識したものになっている。	△	大半は変わっているが、すべてをクマ対策を意識したものは変えられない。	20, 36 30 クマ対策型ゴミ箱(野営場等)・同ゴミ収集ステーション(住宅地)の設置促進	斜里 附加設置可能な場所の検討・構造継続 稚臼 設置可能場所の検討・戸別管理の徹底 横津 設置が必要な場所の検討	斜里 同左 同左 同左 同左 同左								
			×	羅臼町の個別回収システム対応できないため、試行を断念、個別管理の徹底に移行。											
			○	被害が発生ないこと											
	37・居住地周辺の草刈り	少なくとも中島・香川地区ではクマの潜むやぶが解消され、観光地としても景観上恥ずかしい状況が実現	△	ヒグマが潜むそうな藪がほぼなくなる。	37 4 住宅地周辺の草刈り	斜里 目標および手法を再検討すべき。REは北こぶしグループによるSNS活動などで町内の草刈りを行ったが、すべての藪の解消は行えていない。	斜里 全町の町内会等による実施 稚臼 横津 必要に応じて実施	斜里 同左 同左 同左 同左 同左							
			△	ヒグマが潜むそうな藪がほぼなくなる。											
			○	被害が発生ないこと											
対人間への対応	38・防災無線・メール同報サービスによる出没情報の提供	緊急時の情報が迅速に住民に伝わること	○		38 39 防災無線・メールー齐配信システム・町公式LINE等による注意喚起	全域	継続実施						緊急時の情報が迅速に住民に伝わる状況。		
			○												
対人間への対応	39・地域住民の避難誘導、指導等(事故発生時)	事故対応マニュアルが完成され、万が一の際には適切な避難誘導が実行可能のこと	○		39 40 緊急時の地域住民の避難誘導、指導等	全域	既存の人身事故対応マニュアルの修正検討 警察・消防との連携の下に巡回演習を実施し、結果に基づき改良						人身事故対応マニュアルが随時更新され、万が一の際には適切な避難誘導が実行可能な状況。		
			○												

2. 特定管理地における利用者への対応（第2期知床半島ヒグマ管理計画p17該当）

地区名	旧方策No	管理計画に記載された利用者向けの対応	目標(令和3年時点)	目標に対する評価	評価に関する備考	対応する新方策No	新方策No	方策の内容	地区	計画期間 2022～2027(令和4～令和9)年度						目標(2027年時点)	
										2022年(令和4)	2023年(令和5)	2024年(令和6)	2025年(令和7)	2026年(令和8)	2027年(令和9)		
公園内車道沿線	S1	・岩尾別川温泉道路における駐車禁止区間の設定、監視員ボックスの設置等地元関係機関連携によるサケ遡上期のカメラマン対策	一部期間と区間に集中的な対策を複数年で試行、解決に向けた道筋がついている。特にカメラマンに重点を置いた施策は、岩尾別で一部実行されているが進展が思われない。	△	カーフリー、ティスタンスキャンペーンなど、取り組みは進んでおり道筋はついている。その一方で、カメラマンに重点を置いた施策は、岩尾別で一部実行されているが進展が思われない。	→新方策19、20に統合	S2, S8, S10, S12, S13, S16, S19, S22, S23, S25, S26 11	公園利用者・登山者等のゴミや食料の管理に関する指導	斜里 道場時に現地で随時指導を実施する他、ポータルサイトやSNS等による情報発信を実施 標準	同左	同左	同左	同左	同左	食料入り荷物の残置やフードロッカーを使用しないこと、投棄ゴミが原因で行動段階2となるヒグマが発生しない状態の実現。		
	S2	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底															
	S3	・車両での追跡撮影、長時間駐停車によるヒグマ出没待ちの自粛要請															
知床五湖園地	S4	・自然公園法第22条利用調整地区制度に基づいた利用調整 -地上歩道利用者への事前レクチャーの徹底 -ヒグマ活動期における地上歩道ガイド同行の義務付け -ヒグマ遭遇時の歩道閉鎖・開放システムの整備	幌別～五湖間のバスによるアクセスcontroールを実現	○	アクセントロールの完全な実現には至っていないが、取り組みは進展している。	→新方策19に統合	S4, S11 21	利用調整地区制度の運用継続(知床五湖)	斜里 運用継続	運用継続と、利用者の行動制限を含む新利用システムの検討(五湖以外のエリアを含む)	同左	同左	同左	同左	五湖園地の高架木道や駐車場にヒグマが侵入しない状態の維持。		
	S5	・電気柵が整備された高架木道の維持運営															
カムイワッカ湯のカ湯の	S6	・カムイワッカ地区でヒグマが出没した際の対応方針に基づいた対応	洪溝対策だけではなく、沿道沿いのクママイカー規制に基づき混雑期に運行されるシャトルバスへの乗り換え促進	○	湯の瀧の魅力向上と合わせたバス乗り換え実証事業を実施	→新方策27に統合	S5 22	五湖園地内施設の電気柵設置・管理	斜里 標準	継続実施	五湖園地の高架木道や駐車場にヒグマが侵入しない状態の維持。						
	S7	・カムイワッカ地区自動車利用適正化対策(マイカー規制)に基づき混雑期に運行されるシャトルバスへの乗り換え促進															
	S8	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底															
フルロベへのツ浦公園遊歩道	S9	・知床自然センターを拠点としたヒグマ情報の提供と、必要に応じた歩道閉鎖等の安全対策	森づくりの道と合わせて十分な情報提供が行われている。クマがいることを前提として利用システムが導入されている。	△	情報提供は行っているものの、新たな制度の導入までは至っていない。	→新方策1, 11, 32に統合	S1, S11 21	森づくりの道と合わせて十分な情報提供が行われている。クマがいることを前提として利用システムが導入されている。	斜里 標準	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合		
	S10	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底															
	S11	・知床五湖利用調整地区に準じたシナリオの実施や安否と適正な利用を担保する制度の導入検討															
岩尾別温泉	S12	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底	岩尾別温泉地区～羅臼岳登山道における問題発生を2017の1/3以下とする	○	森づくりの道と合わせて十分な情報提供が行われている。クマがいることを前提として利用システムが導入されている。	→新方策1, 11, 32に統合	S1, S11 21	森づくりの道と合わせて十分な情報提供が行われている。クマがいることを前提として利用システムが導入されている。	斜里 標準	新方策11, 12, 24に統合	新方策18に統合	新方策16に統合	新方策21に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	
	S13	・キャンプ・車中泊の自粛要請															
	S14	・登山口掲示板における登山道ヒグマ情報の発信															
幌別川河口域	S15	・クマスプレー等対策備品の貸し出し	釣り人による利用と安全が両立されており、持続可能な体制の運営について目途がついている。	△	危険な状況でも、立ち入り禁止措置がないため、法的根拠が課題。また、幌別釣りの会は持続的な体制の運営が課題であり、持続可能な体制に目途がついていない。	→新方策1, 11, 16, 32に統合	S1, S11 21	危険な状況でも、立ち入り禁止措置がないため、法的根拠が課題。また、幌別釣りの会は持続的な体制の運営が課題であり、持続可能な体制に目途がついていない。	斜里 標準	新方策19に統合	→新方策1, 11, 16, 32に統合	→新方策19に統合	→新方策1, 11, 16, 32に統合	→新方策1, 11, 16, 32に統合	→新方策1, 11, 16, 32に統合	→新方策1, 11, 16, 32に統合	
	S16	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底															
	S17	・長期車中泊者対策としてのヒグマ出没多発期の国道駐車帯閉鎖															
湯ノ沢地区	S18	・河口域でのサケマス釣り利用に関して、釣り利用を前提とした管理をするか、あるいは制限するか、その扱いについて方針を決定する	ルサ～相泊間における問題発生を2010年代の平均発生水準以下とする。	△	問題発生水準は同程度。	→新方策11, 14, 15, 28に統合	S1, S11 21	問題発生水準は同程度。	斜里 標準	新方策18に統合	新方策12, 16, 18, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策11に統合	新方策12, 16に統合	新方策1, 11, 28, 32に統合	新方策11, 14, 15, 28に統合	釣り場で釣った魚や食料、生ゴミをヒグマに奪われない状態の実現。それを支える釣り場の管理体制の確立。
	S20	・泰山口掲示板における登山道ヒグマ情報の発信															
	S21	・羅臼ビジターセンターを拠点としたヒグマ情報の提供、クマスプレー等対策備品の貸し出し															
(公園内泊車・道沿線)	S22	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底	ルサ～相泊間における問題発生を2010年代の平均発生水準以下とする。	△	問題発生水準は同程度。	→新方策11, 14, 15, 28に統合	S1, S11 21	問題発生水準は同程度。	斜里 標準	新方策18に統合	新方策12, 16, 18, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策11に統合	新方策12, 16に統合	新方策1, 11, 28, 32に統合	新方策11, 14, 15, 28に統合	釣り場で釣った魚や食料、生ゴミをヒグマに奪われない状態の実現。それを支える釣り場の管理体制の確立。
	S23	・キャンプ場における指導															
	S24	・ルサフィールドハウスを拠点としたヒグマ情報の提供、クマスプレー等対策備品の貸し出し															
S25	S25	・ヒグマの食物となりうる生ゴミ等の管理徹底	ルサ～相泊間における問題発生を2010年代の平均発生水準以下とする。	△	問題発生水準は同程度。	→新方策11, 14, 15, 28に統合	S1, S11 21	問題発生水準は同程度。	斜里 標準	新方策18に統合	新方策12, 16, 18, 32に統合	新方策1, 11, 32に統合	新方策11に統合	新方策12, 16に統合	新方策1, 11, 28, 32に統合	新方策11, 14, 15, 28に統合	釣り場で釣った魚や食料、生ゴミをヒグマに奪われない状態の実現。それを支える釣り場の管理体制の確立。
	S26	・カメラマン・釣り人を対象としたガイドライン作成等、普及啓発の推進															